

天童市告示第 145 号

令和2年度天童市新・生活様式対応支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年7月10日

天童市長 山 本 信 治

令和2年度天童市新・生活様式対応支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内経済の持続と新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、中小企業者等が新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式のための設備等を導入する場合において、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該中小企業者等に対し、補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものであって、次条に規定する補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)が2万円以上となるものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の3の規定による中小企業者又は同法第2条第5項の規定による小規模企業者又は個人事業主であること若しくはこれに準じるものとして市長が特に必要と認める者。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同法第2条第13項に規定する接待業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (3) 宗教上又は政治上の組織若しくは団体でないこと。
- (4) 国及び地方公共団体以外の事業者であること。
- (5) 市内に本社又は支店等を有し、かつ、平成31年度の市税に滞納がないこと又は納付の意思を有していること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費は補助対象者が令和2年4月7日から令和3年2月12日までの間(以下「補助対象期間」という。)に支出した次の各号に掲げる経費とし、補助金の額は、次に掲げる各号の経費を合算して得た額(千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)又は20万円のいずれか低い額とする。

- (1) 飛まつ感染防止のために行う設備等の整備に要する経費

(2) 換気を行うために設置する設備等の整備に要する経費

(3) 前2号に掲げるもののほか、感染症拡大防止のために行う設備等の整備に要する経費で、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、事業用に供することが明らかでない設備等の整備に要する経費は、補助対象経費としない。

(交付申請、実績報告等)

第4条 規則第5条に規定する補助金等の交付申請書の提出期限は市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 天童市新・生活様式対応支援補助金交付申請書（兼）請求書（様式第1号）

(2) 補助対象経費を証するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、交付申請書を提出するに当たり、補助対象経費に関する仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率（補助対象経費の額に対する補助金の額の割合をいう。）を乗じて得た額をいう。以下「仕入消費税」という。）があり、かつ、その額が明らかでない場合は、これを明示の上、補助金の額から減額して申請するものとする。ただし、申請時において仕入消費税額が明らかでないときは、この限りではない。

3 市長は、第1項の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、速やかに当該補助対象者に当該補助金に係る交付決定通知書（様式第2号）により通知し、補助金を交付するものとする。

4 前項の規定による交付があったときは、当該補助金の額の決定に係る第1項第2号に掲げる書類をもって規則第14条に規定する実績の報告に代えるものとする。

5 補助対象者は、第2項ただし書の規定により仕入消費税額を減額しないで交付申請書を提出した場合において、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により仕入消費税額が確定したときは、その額（第2項の規定により補助金の額を減額した場合は、その減額した額を超える部分の額）について、仕入消費税額報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告し、及び市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付の取消し)

第5条 市長は、交付を受けた者が偽り又はその他不正な手段により交付を受けたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(帳簿等の保管)

第6条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和3年4月1日から起算

して5年間保管しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下「省令」という。）を経過しないものについては、財産管理台帳（様式第4号）その他関係書類を作成し、当該処分制限期間を経過する日まで保管しなければならない。

（財産処分の制限）

第7条 規則第24条第2号の規定により市長が指定する機械及び重要な器具は、取得金額又は効用の増加額が1件当たり50万円以上のものとする。

- 2 規則第24条の規定により市長の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第5号）に理由を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を市に納付させることができるものとする。

- 4 規則第24条ただし書に規定する市長が定める期間は、省令に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月7日から適用する。



年 月 日

（宛先）天童市長

（申請者）郵便番号 〒
所在地
事業所名
代表者の職・氏名
電話番号（店舗）（自宅）
（携帯）

印

天童市新・生活様式対応支援補助金交付申請書（兼）請求書

標記の件について、下記のとおり申請及び請求します。また、審査にあたり市税納付状況を確認することに同意します。

1 宣誓（当てはまるもの全てに☑）※1 全ての欄に☑がある場合のみ補助金の交付を受けることができます。

☐	当該補助金交付要綱第2条に規定する要件を満たします。
☐	当該補助金申請後においても当該事業の継続の意思を有します。
☐	市税に滞納は有りません。
☐	暴力団関係者等との利害関係を有しません。



2 申請者情報

対象店舗 商号（屋号）		主たる業種
常時使用する従業員数 ※2	人	

※2 常時使用する従業員数には、対象店舗以外も含めた事業所全体の合計人数を記載すること。

3 事業費

事業費 (ア)	(イ)のうち 補助対象外経費 (イ) ※3	補助対象経費 (ア)-(イ) (ウ)	上限額 (エ)	申請（請求）額 (ウ)又は(エ)の低い 方（千円未満切捨）
円	円	円	200,000 円	円

※3 補助対象外経費の欄は、以下のとおり記載すること。

- ア 消費税課税事業所（イ以外の場合）である場合 …事業費に占める支払消費税額を記載
- イ 消費税免税事業所又は簡易課税事業所である場合…0円で記載

4 振込先金融機関

金融機関名		種類 (☑)	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他
支店名		口座番号	
口座名義人（カタカナ）			

※ 補助対象経費の合計が2万円以上の場合に限り申請することができます。

※ 事業用に供することが明らかでない品目は補助対象となりません。 ※次ページに続きます。

様式第 1 号（第 4 条関係）

天童市新・生活様式対応支援補助金交付申請書（兼）請求書

補助対象経費一覧表

No.	品名	設置箇所	感染症予防に資する理由
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

※欄が不足する場合は、適宜追加の上、記載してください。

※補助対象経費は、後日現地確認を行う場合があります。

様式第 2 号（第 4 条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

天童市長

天童市新・生活様式対応支援補助金交付決定通知書

付で申請ありました令和 2 年度天童市新・生活様式対応支援補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 申請（請求）額 円

2 決定（支払）額 円

3 申請額と決定額が異なる事由

4 その他

偽り又はその他不正な手段により交付を受けたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

※この交付決定通知書は電子印影を使用しています。

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）天童市長

（申請者）郵便番号 〒
所在地
事業所名
代表者の職・氏名 印
電話番号 （店舗） （自宅）
（携帯）

天童市新・生活様式対応支援補助金に係る仕入消費税額報告書

年 月 日付け指令第 号で補助金の交付決定の通知があ
った令和 2 年度天童市新・生活様式対応支援事業に係る仕入消費税額について、
令和 2 年度天童市新・生活様式対応支援補助金交付要綱第 4 条第 5 項の規定によ
り、下記のとおり仕入消費税額を報告します。

記

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 補助金の額の交付額 | 円 |
| 2 補助金の交付時に減額した仕入消費税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入消費税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 円 |

備考 参考となる資料を添付すること。

様式第 4 号（第 6 条関係）

財産管理台帳

申請者名

事業実施年度		年度				補助金名								
事業の内容				工 期		経費の配分				処分制限期		処分の状況		摘要
施設種別	施工箇所 又は設置 場所	事業内容（工種、 施設区分、構造、 規格、能力等）	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	事業費	負担区分			耐用 年数	処 分 制 限 年 月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
							県補助金	市費	その他					
合 計														

備考

- (1) 処分制限年月日の欄には、処分制限の終期を記入すること。
- (2) 処分の内容の欄には、目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保等の内容を記入すること。
- (3) 摘要の欄には、処分の相手方、処分価格等を記入すること。

年 月 日

（宛先）天童市長

（申請者）郵便番号 〒
所在地
事業所名
代表者の職・氏名 印
電話番号 （店舗） （自宅）
（携帯）

財産処分承認申請書

令和 2 年度天童市新・生活様式対応支援事業で取得した財産を、下記のとおり処分したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 処分の対象となる財産
- 2 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保等）
- 3 処分の理由
- 4 財産取得時の状況

事業内容	
商号（屋号）	
施工場所又は設置場所	
事業量	円
事業費	円
補助金額	円
備考	

- 5 処分の方法（処分の相手方、処分価格、処分予定期日、処分条件等を記載し、譲渡に当たっては相手方の利用法、利用計画等を記載すること。）